

七世紀の日本書紀の巻分類の事例 II.

谷川清隆, 渡辺瑞穂子*

(2012年8月31日受付; 2013年1月25日受理)

Example Records Which Fit in the Classification of Volumes of the Nihongi in the Seventh Century II.

Kiyotaka TANIKAWA, Mihoko WATANABE

Abstract

In Paper I [1], We classified the nine volumes of the Nihongi [2] of the seventh century into three groups: Di group, Tien group, and Tai group based on the α , β - classification of MORI Hiromichi [3]. As a continuation of the first paper [1], we carry out an extensive survey of historical words or events in the seventh century which fit in the Di-Tien-Tai (地・天・泰) classification. To be systematic, we classify words into 6 categories: 'astronomy-meteorology-geodesy', 'religion', 'government officials', 'measure', and 'miscellaneous'. 41 words fit the classification in total. We show our results in the form of tables. Sentences which contain the words are given in the tables of Appendix together with the corresponding volume number and the year, month and day.

要旨

論文 I [1] において、筆者らは七世紀の日本書紀の9巻を地の巻、天の巻、泰の巻へ分類し、その分類を地・天・泰分類と呼んだ。本論文では、分類に合致する「ことば」を広く七世紀を対象とする日本書紀内で探索した。系統的にするために、「ことば」を5個の分野に分類した。その分野は、「天象・気象・地象」、「宗教」、「官職・役職」、「度量衡」、および分類できなかった「雑」である。41個のことばが分類に合致した。結果は表の形で本文に示した。調査した「ことば」を含む文章は、日本書紀の巻、年月日とともに補遺に表にして記載したので参考にしてほしい。

1 序

筆者らは論文 I [1] において、七世紀の『日本書紀』 [2] (以下『書紀』と略す) の区分論のための基礎調査を行った。本論文は、その続きである。本論文は具体的に何を目的とするか、それを述べる前に、背景と動機を紹介しておく。

『書紀』の巻区分論は、広く考えれば江戸時代から、明治以後を考えれば1930年代から行われてきた。その歴史に関しては、森 [3] および谷川, 渡辺 [1] に譲り、筆者ら以前の最新の森博達による区分論 (巻分

類) を簡単に紹介する。森の分類は、『書紀』において、日本語の音がどのように漢文で表現されているかを調べて行われたものである。言語学的、なかんずく、音韻学的分類である。森 [4] の言うことを、筆者らなりにまとめれば、『書紀』の全30巻は、正音 (唐代北方音) で発音され正格漢文で書かれた巻の集まり (α 群)、倭音 (漢字の日本音) で発音され和臭 (または倭習) に満ちた漢文で書かれた巻の集まり (β 群)、およびどちらとも言えない持続紀に分類される。以後、これを (森の) $\alpha \cdot \beta$ 分類と呼ぶことにする。

谷川, 相馬 [5] は、西暦628年の推古日食と天武時代の月による火星の掩蔽が観測に基づくことを示した。河鱈, 谷川, 相馬 [6] は、それを受けて、七世

* 國學院大學 (Kokugakuin University)

紀『書紀』の日月食と掩蔽の観測記録が β 群に偏在すること、 α 群には日食記録がないこと、月食記録は予測であることを示した。そして、谷川, 相馬 [7] は、彗星記録も含めて、七世紀の天文記録で観測か否かを吟味できる記録をすべて調べて、観測に基づく記録が β 群にのみ存在し、 α 群には観測に基づく天文記録は存在しないことを示した。さらに、持統紀の日食記録は予測に基づくことをはっきりさせた。谷川, 相馬 [7] は以上の結果を元に、日本の観測天文学が七世紀に始まったとした。

谷川, 相馬 [7] は、天文観測記録の有無が $\alpha \cdot \beta$ 分類に一致したことを踏まえて、 $\alpha \cdot \beta$ 分類に一致するほかの歴史事象をひとつ探した。それが中国への遣使の記録である。よく知られた歴史的事実ではあるが、 $\alpha \cdot \beta$ 分類に合致するという奇妙な対応関係を示したので、注釈なしで論文に記載した ([7] の表 17)。

谷川・渡辺 [1] は、 $\alpha \cdot \beta$ 分類に天文観測の有無、日本から中国への遣使の中国側の記録の有無が合致したことを重く見て、区分論の基礎調査を進めた。天文観測も遣使も当時の国際交流に本質的に関係する。 $\alpha \cdot \beta$ 分類に合致する歴史的事実がほかにも国際交流記事にあることが予想されたので、論文 I では、直接、間接に国際交流記事に関係する「ことば」を重点的に探した。その結果、屋久島との交流が $\alpha \cdot \beta$ 分類と完全に一致すること、宗教関係の記事にも $\alpha \cdot \beta$ 分類と相性のよいものがあることを発見した。筆者らは論文 I の執筆途中に森の α 群、 β 群、持統紀への分類はもっと深い意味を持つ分類に置き換える必要があることを感じ、地群 (α 群)、天群 (β 群)、泰群 (持統紀) への分類を提唱した (以後、地・天・泰分類と呼ぶことにする)。論文 I ではこの分類に合致する「ことば」を表に記載した。中には、再発見した「ことば」も含まれる。 $\alpha \cdot \beta$ 分類に従わずに敢えて提唱した地・天・泰分類の意義を述べておこう。

- 1) $\alpha \cdot \beta$ 分類は『書紀』全巻にわたる分類であるが、地・天・泰分類は七世紀のみ (推古紀の最初の数年間は六世紀に属するが、標語的に「七世紀」と言うことにする) を対象とする。七世紀に固有の歴史事象、歴史記録があって、それらは $\alpha \cdot \beta$ 分類と一致するのである。
- 2) 七世紀に関しては、地・天・泰分類は $\alpha \cdot \beta$ 分類より強力である。 $\alpha \cdot \beta$ 分類は音韻学的分類であって、歴史事象に関してはほぼ無力である。 $\alpha \cdot \beta$ 分類という言語学的分類に立脚しつつ、地・天・泰分類では天文記事や国際交流記事が分類できる。論文 I によって、両分類は、森博達が想定するよりはるかに深い歴史の意味を持つことが示唆される。
- 3) 七世紀は、八世紀はじめの人にとってほぼ現在で

ある。その上、七世紀の記録は、七世紀の原資料が元になっていると考えられる。六世紀以前の記録は、断片的な記録や伝承を元に、遡って書かれた可能性がある。標語的に言えば、七世紀が本体で、六世紀以前は影。別のいい方をするなら、七世紀の『書紀』の区分が理解できれば他の世紀の『書紀』もわかってしまう。

- 4) $\alpha \cdot \beta$ 分類において、持統紀は消極的な意味しか持たなかった。漢文が正格であることから α 群に近いが、森の想定する述作者が持統紀述作時にいないので α 群に入れることができない。地・天・泰分類では、持統紀は泰群に分類される。分類理由は積極的である。持統紀は、ある「ことば」では地群的であり、別の「ことば」では天群的である。

『書紀』の最後の巻として天群と地群をまとめた要求、あるいは天群と地群に分裂しそうな状況を表している特別な巻と解釈可能である。さらに、日食記事が予測であることからすると、次の時代への準備の巻とも取れる。

筆者らが新たに加えた分類事例によって、地群 (α 群)、天群 (β 群)、泰群 (持統紀) の区分には深い意味のあることが予感された。すでに得られた結果のうち、もっとも重要な特徴のみ挙げると、

1. 分類に合致する事例は国内史料にとどまらない ([7])。
2. 分類に合致する事例は『書紀』の外交史料にある ([1])。
3. 『書紀』の最終巻 (持統紀) が特殊な役割を果たす ([1])。

背景と本論文のタイトルからはほぼ明らかであると思われるが、念のため動機を述べておく。論文 I では、地・天・泰分類を確立するためであって、分類を代表するような事例を集めることに主眼をおいた。また、論文 I 執筆の動機で述べたように、国際交流に関係する事項を重点的に調査した。論文 I で地・天・泰分類は確立されたものと筆者らは判断する。次に行うべきことは、国際交流に限らず、地・天・泰分類に合致する事例を徹底的に探すことである。これによって、地・天・泰分類の意味が理解しやすくなるはずである。

本論文で行うことを述べよう。論文 I の続きである。地・天・泰分類に合致する事例を増やすことが目的である。やり方は単純である。手当たり次第に『書紀』から「ことば」を抜き出し、その「ことば」が表われる巻、表われない巻を記録する。論文が長大になりすぎるとの理由で本論文には載せないが、また逆説的ではあるが、分類に合致しない「ことば」も重要である。ひとつには、後に調査を行う研究者への情報と

して、何を調べたかを記録しておく必要があるからである。もうひとつには、地・天・泰分類には合致しないにしても、分類の中の細かい分類に利用できる可能性があるからである。たとえば、同じ地群の皇極紀と天智紀の違いに利用できる。この調査結果は別の機会に発表するつもりである。

天武紀上と天武紀下を論文 I では区別しなかった。調査が進むにしたがって、この2つは性格が異なるように見えてきた。そこで今回は、天武紀上は分類上不明(?マーク)であるとして、項目の調査の際に天武紀下と区別せず、独立の巻とした。『書紀』自身が、別物として扱っていることは示唆的である。単純に考えて、大友皇子に関する記述は地群的、天武天皇に関する記述は天群的であるとの予想が立つ。

本論文では、調査結果は前と同様、表の形で与える。分野別に「ことば」を整理する。各分野の「ことば」の中には注釈を要するものがある。これらについては対応する副節で個別に説明する。

また「地・天・泰分類」に完全に合致する「ことば」は分類にとって最も重要である。だが、このような「ことば」は数少ない。分類に矛盾せず、同じ分類に属する巻の一部にのみ出現する「ことば」がある。このことを承知の上で、筆者らは「ことば」を探す。以下の調査でわかる通り、天群に合致しながら、たとえば舒明紀に現れない「ことば」が多数存在する。この結果の意味を今回は解釈することができなかつた。このような例は、次の段階、巻ごとの違いを問題にする研究では役に立つと信じている。

最後に、論文の構成を述べておく。2節で分野別の「ことば」の表を与え、3節でまとめる。長い補遺は、筆者らの調査結果を示すものであり、読者は、分類に合致した「ことば」を含む『書紀』の文章を確認できるし、独自の調査によって、筆者らの調査の不備を指摘することができる。

2 『書紀』（七世紀）の構造：調査結果

すでに序で述べたとおり、『書紀』から手当たり次第に「ことば」を選び出して七世紀の巻ごとの存否を記録する。「ことば」は、『書紀』のあらゆる分野にわたるので、「分野」に分ける。その分野は、「天象・気象・地象」、「宗教」、「官職・役職」、「度量衡」、および「雑」である。以下では、副節に分けて、論じる。

一点だけ注意しておく。「ことば」を天群から選べば、地群に属することばは決して得られず、地群から選べば、天群に属することばは決して得られない。逆に言えば、天群の巻からのみ「ことば」を選べば、分類に合致することばとしては、天群に属するものしか得られない。地群は地群で同様である。したがって、調査の仕方に恣意性が入る。今回の調査で、天群に属する「ことば」が多いのは、推古紀あるいは天武紀内の「ことば」から調査を始めることが多かったためである可能性がある。森 [3] の表 1 を借用すると、天群の巻のページ数は 126、地群の巻のページ数は 106、泰群の巻のページ数は 38 である。このページ数に比例して、群に特徴的な「ことば」が存在することが期待される。各群に属する「ことば」の量を問題にするなら、統計的に公平な調査を行なうべきであろう。これは今後の課題である。

2.1 天象・気象・地象

表 1 が調査結果である。文献 [7] では、天文記録の有無を調査し、天文記録が観測に基づくか否かを吟味した。本論文ではことばそのものの調査を行う。例として、表 1 の「天文」、「暦」を取りあげる。「天文」ということば、「暦」ということばが、明らかに地・天・泰分類に従うことがわかる。すなわち、天文観測記録のない巻には「天文」も「暦」も出て来ない。

予備的な調査によれば、地球物理学的な現象の記録

表 1：天群、地群、泰群の分類に合致する歴史的事実と語句。

巻	群	天文	遁甲	暦	彗星	日蝕	日有蝕	會明
二十二	天	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
二十三	天	なし	なし	あり	あり	あり	なし	なし
二十四	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十五	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十六	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十七	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十八	?	あり	あり	なし	なし	なし	なし	あり
二十九	天	あり	なし	なし	あり	あり	なし	あり
三十	泰	なし	なし	あり	なし	なし	あり	なし

は必ずしも地・天・泰分類に従わない。だが、特定のことに絞れば、地・天・泰分類にあてはまることあり得る。したがって、調査を綿密に行うべきであることが示唆される。「地震」記事は地群、天群、泰群のどれにもある。「地震」は地震であるが天群にしか出ない。説明を要する事実である。「雷電」「霹靂」も天群に属す。

七世紀、天文現象は天文記録にしか記述されていない。だから、天群と泰群にのみ観測に基づく天文記録があることと、観測された天文現象に関する用語が天群と泰群にのみあることは整合的である。「彗星」は「彗星」とも書かれる(補遺の表 A-02 参照)。なお二十八卷は天群である。

表1では「會明」は気象現象で「あけぼの」とよまれる。

「飢」は、推古紀、舒明紀および天武紀下に出てくるだけでなく、天智紀にもある。「飢」を表に記載した理由がある。天智紀を読むと、「飢」は2回出てくる。最初は「飢饉」であって、百濟王豊璋または佐平福信の発言中にある。第二は朴市田來津の言葉で、朝鮮半島の中での軍隊の「飢え」についての発言である。強引ではあるが、天智紀の「飢」は日本国内での支配者の言葉としての「飢」でないことから、地・天・泰分類に合致することとして採用した。表2では二十八卷は地群である。

天智元年(662)冬十二月丙戌朔、

百濟王豊璋、其臣佐平福信等、與狹井連闕名。朴市田來津議曰、此州柔者、遠隔田畝、土地磽确。非農桑之地。是拒戰之場。此焉久處、民可飢饉。今可遷於避城。々々者、西北帶以古連旦涇之水、東南據深泥巨堰之防。繚以周田、決渠降雨。華實之毛、則三韓之上腴焉。衣食之源、則二儀之隩區矣。雖曰地卑、豈不遷歟。於是、朴市田來津獨進而諫曰、避城與敵

所在之間、一夜可行。相近茲甚。若有不虞、其悔難及者矣。夫飢者後也、亡者先也。今敵所以不妄來者、州柔設置山險、盡爲防禦、山峻高而谿隘、守易而攻難之故也。若處卑地、何以固居、而不搖動、及今日乎。遂不聽諫、而都避城。

(読み下し: 岩波文庫版)

冬十二月の丙戌の朔に、百濟の王豊璋、其の臣佐平福信等、狹井連名を闕せり。朴市田來津と議りて曰はく、「此の州柔は、遠く田畝に隔りて、土地磽确たり。農桑の地に非ず。是拒き戰場なり。此に久しく處らば、民飢饉をぬべし。今避城に遷るべし。避城は、西北に帶ぶるに古連旦涇の水を以てし、東南は深泥巨堰の防に據れり。繚すに周田を以てし、渠を決り雨を降らす。華實の毛は、三韓の上腴なり。衣食の源は、二儀の隩區なり。地卑れりて曰ふと雖も、豈遷らざらむや」といふ。是に、朴市田來津、獨進みて諫めて曰はく、「避城と敵の所在の間と、一夜に行くべし。相近きこと茲甚し。若し不虞有らば、其れ悔ゆとも及び難らむ。夫れ飢は後なり、亡は先なり。今敵の妄の來らざる所以は、州柔、山險を設け置きて、盡に防禦として、山峻高くして谿隘ければ、守り易くして攻め難きが故なり。若し卑き地に處らば、何を以てか固く居りて、搖動かずして、今日に及ばまじや。」遂に諫を聽かずして、避城に都す。

地群の皇極紀、齊明紀、天智紀には「雷」に関する記事があるが、「雷電」は使われていない。その記事を紹介しよう。

- 1) 皇極元年八月甲申朔、天皇幸南淵河上、跪拜四方。仰天而祈。即雷大雨。遂雨五日。溥潤天下。或本云、五日連雨、九穀登熟。於是、天下百姓、俱稱萬歲日、

表2: 天群, 地群, 泰群の分類に合致する歴史的事実と語句。

卷	群	零	雷電	霹靂	地動	五穀(不)登	飢
二十二	天	あり	あり	あり	あり	あり	あり
二十三	天	なし	なし	なし	なし	なし	あり
二十四	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十五	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十六	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十七	地	なし	なし	なし	なし	なし	あり†
二十八	?	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十九	天	あり	あり	あり	あり	あり	あり
三十	泰	なし	なし	なし	なし	なし	なし

† 百濟王豊璋と朴市田來津の発言に出てくるのみ。日本の記録としての飢饉ではない。本文参照。

至徳天皇。己丑、... 是日夜半、雷鳴於西南角、而風雨。... 十一月壬子朔癸丑、大雨雷。丙辰夜半、雷一鳴於西北角。己未、雷五鳴於西北角。甲子、雷一鳴於北方、而風發。十二月壬午朔甲申、雷五鳴於晝、二鳴於夜辛丑、雷三鳴於東北角。庚寅、雷二鳴於東、而風雨。甲辰、雷一鳴於夜。其聲若裂。二年春正月、是月、風雷雨水。行冬令。三月、是月、風雷雨水。行冬令。

- 2) 齊明六年冬十月、詔曰、「... 可分命將軍、百道俱前。雲會雷動、俱集沙磧、翦其鯨鯢、紓彼倒懸。
- 3) 天智九年夏四月癸卯朔壬申、夜半之後、災法隆寺。一屋無餘。大雨雷震。

天群にも「雷」があつて「雷電」のない記事はある。

- 4) 天武元年六月甲申、... 於是、寒之雷雨已甚。從駕者、衣裳濕、以下堪寒。
- 5) 天武九年十一月辛巳、雷於西方。
- 6) 朱鳥元年秋七月戊申、雷光南方、而一大鳴。則天災於民部省藏庸舍屋。或曰、忍壁皇子宮失火延、燒民部省。

2.2 宗教

論文 I [1] によれば、傾向として、仏教用語は天群に、儒教用語は地群に頻出する。そこで引き続き、宗教用語の調査を行った。表 3 が当面の結果である。この結果だけで、何かまとまったことを言うことはできない。天群に属することばでありながら、舒明紀に出てこない「ことば」がある。理由を知りたい。「三寶」は仏・法・僧のことである。また「祝部」は神社の神職なので、宗教用語に含めた。なお二十八巻はここでも地群的である。

2.3 官職・役職

論文 I [1] では、地群と天群はそれぞれ独自に記録を書いている可能性があることを指摘した。相手に影響されずに書いている。組織が違う可能性がある。とすれば組織内の役職の呼び方に違いがあつてもおかしくない。そして表 4 の結果は、その予想がある程度正しいことを示す。官職に関しては、横田健一による先行研究がある [10]。とくに「百寮」は筆者らが最初に見つけたものではない。

地群の皇極、齊明、孝徳、天智の各紀、および天

表 3：天群，地群，泰群の分類に合致する歴史的事実と語句。

巻	群	僧正	僧都	淨土	誓願	三寶	發願	讀經	祈雨	祝部
二十二	天	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし
二十三	天	なし								
二十四	地	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり
二十五	地	なし								
二十六	地	なし								
二十七	地	なし								
二十八	?	なし								
二十九	天	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし
三十	泰	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり

表 4：天群，地群，泰群の分類に合致する歴史的事実と語句。

巻	群	百寮	群卿百寮	大徳	壬生	奈末	都督	百濟百姓
二十二	天	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし
二十三	天	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし
二十四	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十五	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十六	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十七	地	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり
二十八		なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし
二十九	天	あり	あり	なし	あり	あり	なし	なし
三十	泰	あり	なし	あり	あり	あり	なし	あり

武紀上には「寮」の字が使われていない（補遺の表 A-08 参照）。たいへん特徴的である。天武紀には「奈末」以外に「那末」があったので、補遺の表 A-10 には、それも採録した。二十八巻は地群的である。

なお「大徳」には冠位（二十二巻のみ）以外に人名と僧侶を指す名辞がある。

2.4 度量衡

基本的度量衡は共通している。だから、表に出てこない。特殊な数え方に群ごとの違いがある。

皇極紀三年春正月乙亥朔に「而俱手把黄卷」があるが、この「把」は「とる」という動詞である。また、天武紀上下の「天武元年六月辛酉朔, ... 仍皆棄米, 而令乗歩者 ...」と「天武十三年閏四月壬午朔丙戌, 詔曰, 『... 無馬者爲歩卒. ...』」は単位の「歩」ではなく、歩く人あるいは軍人である。なお二十八巻は天群的である。

2.5 雑

分類できない「ことば」をこの副節の表 6 にまとめた。筆者らは独自に「検校」を見つけたが、筆者らの発見ではない。渡辺滋 ([9]) が分類に使っている。博徳は「伊吉連博徳」のことである。博徳は重要人物であるから、二十六、二十七巻にのみ出てくることは当然知られているはずである。

七世紀のすべての国名を数えあげて、個々の国名で『書紀』を検索し、分類に合致する「国」を選び出して調査を行った。おそらく国別の調査はすでに行われていると思われるが、天群（七世紀のβ群）、地群（七世紀のα群）との関係での調査は行われていないと思われる。天群・地群の分類に合致する国は十数個あったが、地群に属すると考えられる国でも、地群の4つの巻すべてに表れるものはなかった。そこで、本論文では、天群に属することがわかりやすい国を4つだけ選んで、分類「雑」の中で紹介することにした。それが「攝津」、「吉備國」、「伊豆」、「周芳」の4国である。

「攝津」記事を探す際に「津」で検索した。天武紀(下)ではすべて「大津皇子」で7回出る。一方、持統紀で

表 5：天群，地群，泰群の分類に合致する歴史的事実と語句。

巻	群	把	尋	斛	歩	段
二十二	天	なし	なし	なし	なし	なし
二十三	天	なし	なし	なし	なし	なし
二十四	地	なし [†]	なし	なし	なし	なし
二十五	地	あり	あり	あり	あり	あり
二十六	地	なし	なし	なし	なし	なし
二十七	地	なし	なし	あり	なし	なし
二十八	?	なし	なし	なし	なし(歩者)	なし
二十九	天	なし	なし	なし	なし(歩卒)	なし
三十	泰	なし	なし	なし	あり	なし

[†] 而俱手把黄卷；

表 6：天群，地群，泰群の分類に合致する歴史的事実と語句。

巻	群	装束	検校	博徳	攝津	吉備國	伊豆	周芳
二十二	天	あり	あり	なし	あり	なし	あり	あり
二十三	天	なし	なし	なし	あり	あり	なし	なし
二十四	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十五	地	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
二十六	地	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし
二十七	地	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし
二十八	?	なし	あり	なし	なし	あり	なし	なし
二十九	天	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり
三十	泰	なし	なし	あり	あり	なし	あり	なし

は「皇子大津」ばかり 9 回出現する。天武紀の「祭竜田風神，広瀬大忌神。」と持統紀の「祭広瀬大忌神与竜田風神。」の違いと似ている。「舒明三年秋九月丁巳朔乙亥，幸于津國有間温湯。」とある。有馬温泉があるので，この「津國」は撰津国と解釈した。

「吉備國」に関しては注意が必要であろう。皇極紀の即位前紀に「天豊財重日，重日，此云伊柯之比。足姫天皇，淳中倉太珠敷天皇曾孫，押坂彦人大兄皇子孫，茅渟王女也。母曰吉備姫王。」とある。また皇極二年（643）九月丁亥には「吉備嶋皇祖母命薨」なる記事がある。どちらも人名の冠詞である。

孝徳紀に「大化元年九月戊辰，古人皇子，與蘇我田口臣川堀・物部朴井連稚子・吉備笠臣垂・倭漢文直麻呂・朴市秦造田來津，謀反。或本云，古人太子。或本云，古人大兄。此皇子，入吉野山。故或云吉野太子。垂，此云之娜屋。」，また「大化二年（646）三月辛巳，朕深讚美厥心。宜罷官司處々屯田，及吉備嶋皇祖母處々貸稻。」がある。どちらも人名である。

3 まとめ

「天象・気象・地象」分野では，天群に属する「ことば」が目立った。引き続きの調査が必要ではあるが，天文の観測記録が天群にのみ現れることと整合的である。

「官職・役職」でも天群に属する「ことば」が目立った。「度量衡」も基本的な単位は共通であった。ただし基本単位の「歩」が孝徳紀と持統紀にしか現れないことは不思議である。ほかの特殊な数えかたが孝徳紀に集中することも解釈不可能である。

森博達によると，「伊吉連博徳書」は日本語臭さに満ちた書であり，博徳は書紀の区分でいえば，（森の） β 群，著者らの天群に属すべき人物である。『書紀』の編集が奈良時代で，和臭が奈良時代に入ったとする森の議論の弱点は，「伊吉連博徳書」の存在である。そして， β 群に属すべき人物「伊吉連博徳」の書いた書物が α 群・持統紀にのみ出現するのは異様である。説明が必要である。

以上，本論文では，地・天・泰分類に合致する「ことば」を『書紀』の中から手当たり次第に採した。途中で部分的に系統的になった。同様に，「度量衡」も基本的な単位は漏らさず調査した。「天象・気象・地象」，「宗教」，「官職・役職」などは「ことば」がある程度分かり易いので調査に乗りやすい，一般の「分野」では，どんな「ことば」を調べればよいのか，思い浮かばない。2 節の序で述べたとおり，今後の調査では，「ことば」の選択が系統的かつ網羅的になるような工夫をすべきであろう。

謝辞.

國學院大学の嵐義人氏からは有益な助言を数多くいただいた。深く感謝する。本論文の執筆にあたって，人間文化研究機構国文学研究資料館の「大系本文（日本古典文学・断本）データベース」内の『日本書紀』を利用させていただいた。ここに謝意を表す。本研究は，科学研究費補助金（基盤研究（C））平成 23 年度 -25 年度「東アジアとインドの天文学（紀元 1000 年まで）」（課題番号 23540276，研究代表者：相馬充）の補助を受けた。

参考文献

- [1] 谷川清隆，渡辺瑞穂子：2010，七世紀の日本書紀の巻分類の事例 I，国立天文台報，13，101-117.
- [2] 坂本太郎，家永三郎，井上光貞，大野晋（校注）：1994，『日本書紀』（一），岩波文庫，黄 4-1.
- [3] 森博達：1999，『日本書紀の謎を解く』中公新書 1502:1991，『古代の音韻と日本書紀の成立』，大修館書店.
- [4] 森博達：2011，『日本書紀成立の真実』，中央公論新社.
- [5] 谷川清隆，相馬充：2002，「推古天皇 36 年の皆既日食記事の信憑性」，天文月報，95，27-35.
- [6] 河鱈公昭，谷川清隆，相馬充：2002，「日本書紀天文記録の信頼性」，国立天文台報，5，145-159.
- [7] 谷川清隆，相馬充：2008，「七世紀の日本天文学」『国立天文台報』，11，31-55:2009，「七世紀：日本天文学のはじまり」，岩波『科学』，79(7)，科学の動向，713-715.
- [8] 森博達：2003，「日本書紀成立論小結 — 併せて万葉仮名のアクセント優先例を論ず —」，『国語学』，54-3 (214)，1-15.
- [9] 渡辺滋：2008，「日本古代における中国口語の受容と展開」，『訓点語と訓点資料』，120 巻，28-48.
- [10] 横田健一：1984，『日本書紀成立論序説』，塙書房（とくに 176 頁から 178 頁）.

補遺 A. 分類に合致した項目の記事

補遺 A-01. 「天文」, 「遁甲」, 「曆」記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	十年 (602)	冬十月		百濟僧觀勒來之。仍貢曆本及天文地理書、併遁甲方術之書也。是時、選書生三四人、以俾學習於觀勒矣。陽胡史祖玉陳習曆法。大友村主高聰學天文遁甲、山背臣日立學方術。皆學以成業。
二三	舒明	即位前紀			... 即天皇起臨之詔曰、朕以寡薄、久勞大業。今曆運將終。以病不可諱。故、汝本爲朕之心腹。愛寵之情、不可爲比。其國家大基、是非朕世。自本務之。汝雖肝稚、慎以言。...
二四	皇極	なし			
二五	孝徳	なし			
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	即位前紀			天淳中淳中、此云農難。原瀛真人天皇、天命開別天皇同母弟也。幼曰大海人皇子。生而有岐疑之姿。及壯雄拔神武。能天文遁甲。納天命開別天皇女菟野皇女、爲正妃。天命開別天皇元年、立爲東宮。
二九	天武下	十三年 (684)	十一月	庚午	日沒時、星隕東方。大如瓮。逮于戌、天文悉亂、以星隕如雨。
三〇	持統	四年 (690)	十一月	甲申	奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆。

補遺 A-02. 「彗星または箕星」, 「日蝕」, 「日有蝕」, 「會明」 記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事	
二二	推古	十九年 (611)	夏五月	五日	藥獵於菟田野。取鷄鳴時、集于藤原池上。以 會明 乃往之。粟田細目臣爲前部領。額田部比羅夫連爲後部領。是日、諸臣服色、皆隨冠色。各着髻花。則大德小德並用金。大仁小仁用豹尾。大禮以下用烏尾。	
二三	舒明	三十六年 (628)	三月	丁未朔戊申	日有蝕 盡之。	
		六年 (634)	秋八月		長星見南方。時人曰 箕星 。	
		七年 (635)	春三月		箕星 廻見于東星。	
		八年 (636)	春正月	壬辰朔	日蝕 之。	
		九年 (637)	三月	乙酉朔丙戌	日蝕 之。	
		十一年 (639)	春正月	乙巳朔己巳	長星見西北。時旻師曰、 彗星 也。見則飢之。	
二四	皇極	なし				
二五	孝徳	なし				
二六	齊明	なし				
二七	天智	なし				
二八	天武上	元年 (672)	六月	辛酉朔甲申	... 逮于伊賀中山、而當國郡司等、率數百衆歸焉。 會明 、至荊菽野、暫停駕而進食。到積殖山口、高市皇子、自鹿深越以遇之。...	
二九	天武下	七年 (678)	秋七月	庚寅朔壬子	... 會明 、臨見西方、自大津・丹比、兩道、軍衆多至。顯見旗幟。...	
			十二月		是月、筑紫國大地動之。地裂廣二丈、長三千餘丈。百姓舍屋、每村多仆壞。是時、百姓一家有岡上。當于地動夕、以岡崩處遷。然家既全、而無破壞。家人不知岡崩家避。但 會明 後、知以大驚焉。	
			九年 (680)	十一月	壬申朔	日蝕 之。
			十年 (681)	九月	丁酉朔壬子	箕星 見。
				冬十月	丙寅朔	日蝕 之。
三〇	持統	十三年 (684)	秋七月	庚戌朔壬申	彗星 出于西北。長丈餘。	
			五年 (691)	冬十月	戊戌朔	日有蝕 之。
			七年 (693)	三月	庚寅朔	日有蝕 之。
				九月	丁亥朔	日有蝕 之。
			八年 (694)	三月	甲申朔	日有蝕 之。
				九月	壬午朔	日有蝕 之。
		十年 (696)	秋七月	辛丑朔	日有蝕 之。	

補遺 A-03. 「零」, 「雷電」, 「霹靂」記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	二十六年 (618)			是年、遣河邊臣闕名。於安藝國、令造船。至山覓船材。便得好材、以將伐。時有人曰、 霹靂 木也。不可伐。河邊臣曰、其雖雷神、豈逆皇命耶。多祭幣帛、遣人夫令伐。則大雨 雷電 之。爰河邊臣案劔曰、雷神無犯人夫。當傷我身、而仰待之。雖十餘 霹靂 、不得犯河邊臣。即化少魚、以挾樹枝。即取魚焚之。遂修理其船。
		三六年 (628)	夏四月	壬午朔辛卯 壬辰	電零 。大如桃子。 電零 。大如李子。自春至夏、旱之。
二三	舒明	なし			
二四	皇極	なし			
二五	孝德	なし			
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	元年 (672)	六月	丁亥	... 此夜、 雷電 雨甚。天皇祈之曰、天神地祇扶朕者、雷雨息矣。言訖即雷雨止之。
二九	天武下	七年 (678)	四月	己亥	霹靂 新宮西廳柱。
			冬十月	甲申朔	有物如綿、 零 於難波。長五六尺、廣七八寸。則隨風以飄于松林及葦原。時人曰、甘露也。
		八年 (679)	六月	庚戌朔	氷 零 。大如桃子。
		九年 (680)	六月	辛亥	灰 零 。
				丁巳	雷電 之甚也。
		十四年 (685)	三月		是月、灰 零 於信濃國。草木皆枯焉。
三〇	持統	なし			

補遺 A-04. 「地動」記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	七年 (599)	夏四月	乙未朔辛酉	地動 舍屋悉破。則令四方、俾祭地震神。
二三	舒明	なし			
二四	皇極	なし			
二五	孝德	なし			
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	なし			
二九	天武下	四年 (675)	十一月		是月、大 地動 。
		七年 (678)	十二月		是月、筑紫國大 地動 之。地裂廣二丈、長三千餘丈。百姓舍屋、每村多仆壞。是時、百姓一家有岡上。當于 地動 夕、以岡崩處遷。然家既全、而無破壞。家人不知岡崩家避。但會明後、知以大驚焉。
		十一年 (682)	正月	癸丑	地動 。
			八月	癸酉	大 地動 。
		十三年 (684)	十月	壬辰	逮于人定、大地震。舉國男女叫唱、不知東西。則山崩河涌。諸國郡官舍、及百姓倉屋、寺塔神社、破壞之類、不可勝數。由是、人民及六畜、多死傷之。時伊豫湯泉、沒而不出。土左國田菟五十餘萬頃沒爲海。古老曰、若是 地動 、未曾有也。是夕、有鳴聲如鼓、聞于東方。有人曰、伊豆嶋西北二面、自然增益、三百餘丈。更爲一嶋。則如鼓音者、神造是嶋響也。
三〇	持統	なし			

補遺 A-05. 「飢」, 「五穀 (不) 登」 記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	二十一年 (613)	十二月	庚午朔	皇太子遊行於片岡。時飢者臥道垂。仍問姓名。而不言。皇太子視之與飲食。即脫衣裳、覆飢者而言、安臥也。...
				辛未	皇太子遣使令視飢者。使者還來之曰、飢者既死。爰皇太子大悲之。則因以葬埋於當處。墓固封也。數日之後、皇太子、召近習者、謂之曰、先日臥于道飢者、其悲凡人。必眞人也。遣使令視。於是、使者還來之曰、到於墓所而視之、封埋勿動。乃開以見、屍骨既空。唯衣服疊置棺上。於是、皇太子、復返使者、令取其衣。如常且服矣。時人大異之曰、聖之知聖、其實哉。逾惶。
		二十五年 (617)			是歲、 五穀登 之。
		三十一年 (623)	冬十一月		自春至秋、霖雨大水。 五穀不登 焉。
		三十四年 (626)			是歲、自三月至七月、霖雨。天下大飢之。老者 草根、而死于道垂。幼者含乳、以母子共死。又強盜竊盜、並大起之、不可止。
		三十六年 (628)	秋九月	己巳朔戊子	始起天皇喪禮。是時、群臣各誅於殯宮。先是、天皇遺詔於群臣曰、比年 五穀不登 。百姓大飢。其爲朕興陵以勿厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵。
二三	舒明	八年 (636)			是歲、大旱、天下飢之。
		十一年 (639)	正月	己巳	長星見西北。時旻師曰、彗星也。見則飢之。
二四	皇極	なし			
二五	孝德	なし			
二六	齊明	なし			
二七	天智	あり†			
二八	天武上	なし			
二九	天武下	五年 (676)	五月	甲戌	下野國司奏、所部百姓、遇凶年、飢之欲賣子。而朝不聽矣。
			六月		是夏、大旱。遣使四方、以捧幣帛、祈諸神祇。亦請諸僧尼、祈于三寶。然不雨。由是、 五穀不登 。百姓飢之。
		八年 (679)	二月		是月、降大恩恤貧乏。以給其飢寒。
		十一年 (682)	七月	戊午	饗隼人等於明日香寺之西。發種々樂。仍賜祿各有差。道俗悉見之。是日、信濃國・吉備國並言、霜降亦大風、 五穀不登 。
三〇	持統	なし			

† 本文 2.1 節参照.

補遺 A-06. 「僧正」, 「僧都」, 「淨土」, 「誓願」, 「三寶」記事.

卷	紀	年 (西曆年)	月	干支 (日)	記事	
二二	推古	二年 (594)	春二月	丙寅朔	詔皇太子及大臣、令興隆 三寶 。是時、諸臣連等、各爲君親之恩、競造佛舍。即是謂寺焉。	
		三年 (595)			是歲、百濟僧慧聰來之。此兩僧、弘演佛教、並爲 三寶 之棟梁。	
		十二年	夏四月	丙寅朔戊辰	皇太子親筆作憲法十七條。一曰、... 二曰、篤敬 三寶 、々々者佛法僧也。則四生之終歸、萬國之極宗。何世何人、非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不歸 三寶 、何以直枉。三曰、...	
		十三年 (605)	夏四月	辛酉朔	天皇詔皇太子大臣及諸王諸臣、共同發 誓願 、以始造銅繡丈六佛像、各一軀。乃命鞍作鳥、爲造佛之工。是時、高麗國大興王、聞日本國天皇造佛像、貢上黃金三百兩。	
		二十九年 (621)	二月		葬上宮太子於磯長陵。當于是時、高麗僧慧慈、聞上宮皇太子薨、以大悲之。爲皇太子、請僧而設齋。仍親說經之日、 誓願 曰、於日本國有聖人。曰上宮豐聰耳皇子。固天攸縱。以玄聖之德、生日本之國。苞貫三統、纂先聖之宏猷、恭敬 三寶 、救黎元之厄。是實大聖也。今太子既薨之。我雖異國、心在斷金。其獨生之、何益矣。我以來年二月五日必死。因以遇上宮太子於 淨土 、以共化衆生。...	
		三十二年 (624)	夏四月	丙午朔戊申	有一僧、執斧毆祖父。時天皇聞之召大臣、詔之曰、夫出家者頓歸 三寶 、具懷戒法。何無懺忌、輒犯惡逆。今朕聞、有僧以毆祖父。故悉聚諸寺僧尼、以推問之。若事實者、重罪之。於是、集諸僧尼而推之。則惡逆僧及諸僧尼、並將罪。...	
					戊午	詔曰、夫道人尚犯法。何以誨俗人。故自今已後、任 僧正僧都 、仍應檢校僧尼。
					壬戌	以觀勒僧爲 僧正 。以鞍部德積爲 僧都 。即日、以阿曇連闕名。爲法頭。
		三十三年 (625)	春正月	壬申朔戊寅		高麗王貢僧惠灌。仍任 僧正 。
		三十四年 (626)	夏五月	戊子朔丁未		大臣薨。仍葬于桃原墓。大臣則稻目宿禰之子也。性有武略、亦有辨才。以恭敬 三寶 、家於飛鳥河之傍。乃庭中開小池。仍興小嶋於池中。故時人曰嶋大臣。
二三	舒明	なし				
二四	皇極	なし				
二五	孝德	なし				
二六	齊明	なし				
二七	天智	なし				
二八	天武上	なし				
二九	天武下	二年 (673)	十二月	戊申	以義成僧、爲小 僧都 。是日、更加佐官二僧。其有四佐官、始起于此時也。	
		五年 (676)	六月		是夏、大旱。遣使四方、以捧幣帛、祈諸神祇。亦請諸僧尼、祈于 三寶 。然不雨。由是、五穀不登。百姓飢之。	
		六年 (677)	八月	辛卯朔乙巳	大設齋於飛鳥寺、以讀一切經。便天皇御寺南門、而禮 三寶 。是時、詔親王諸王及群卿、每人賜出家一人。其出家者、不問男女長幼、皆隨願度之。因以會于大齋。	
		八年 (679)	冬十月		是月、勅曰、凡諸僧尼者、常住寺內、以護 三寶 。然或及老、或患病、其永臥狹房、久苦老疾者、進止不便、淨地亦穢。是以、自今以後、各就親族及篤信者、而立一二舍屋于間處、老者養身、病者服藥。	
		九年 (680)	十一月	癸未	皇后體不豫。則爲皇后 誓願 之、初興藥師寺。仍度一百僧。由是、得安平。是日、赦罪。	
		十年 (681)	閏七月	戊戌朔壬子	皇后 誓願 之大齋、以說經於京內諸寺。	
		十二年 (683)	三月	戊子朔己丑	任 僧正・僧都・律師 。因以勅曰、統領僧尼、如法、云々。	
			八月	甲戌朔乙酉	天皇幸于 淨土 寺。	

卷	紀	年（西暦年）	月	干支（日）	記事
二九	天武下	朱鳥元年（686）	六月	甲申	遣伊勢王及官人等於飛鳥寺、勅衆僧曰、近者、朕身不和。願、頼 三寶 之威、以身體欲得安和。是以、 僧正僧都 及衆僧、應 誓願 。則奉珍寶於 三寶 。是日、三綱律師、及四寺和上・知事、併現有師位僧等、施御衣御被各一具。
			秋七月	己亥朔庚子	勅、更男夫着脛裳、婦女垂髮于背、猶如故。是日、 僧正僧都 等、參赴宮中、而悔過矣。
			九月	戊戌朔辛丑	親王以下、逮于諸臣、悉集川原寺、爲天皇病、 誓願 云々。
三〇	持統	なし			

補遺 A-07. 「發願」, 「讀經」, 「祈雨」, 「祝部」記事.

卷	紀	年（西暦年）	月	干支（日）	記事
二二	推古	なし			
二三	舒明	なし			
二四	皇極	元年（642）	七月	戊寅	群臣相語之曰、隨村々 祝部 所教、或殺牛馬、祭諸社神。或頻移市。或禱河伯。既無所效。蘇我大臣報曰、可於寺々轉讀大乘經典。悔過如佛所說、敬而 祈雨 。
				庚辰	於大寺南庭、嚴佛菩薩像與四天王像、屈請衆僧、讀大雲經等。于時、蘇我大臣、手執香鑪、燒香 發願 。
				壬午	不能 祈雨 。故停 讀經 。
二五	孝德	なし			
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	なし			
二九	天武下	なし			
三〇	持統	四年（690）	四月	戊辰	始 祈雨 於所々、旱也。
		七年（693）	夏四月	庚申朔丙子	遣大夫謁者、詣諸社 祈雨 。又遣使者、祀廣瀨大忌神與龍田風神。
			七月	辛丑	遣大夫謁者、詣諸社 祈雨 。
		八年（694）	三月	丙午	賜神祇官頭至 祝部 等、一百六十四人絁布、各有差。
		十一年（697）	六月	辛未	詔 讀經 於京畿諸寺。

補遺 A-08. 「百寮」, 「群卿百寮」 記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	即位前紀			卅九歳、當于泊瀬部天皇五年十一月、天皇爲大臣馬子宿禰見殺。嗣位既空。群臣請淳中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女、以將令踐祚。皇后辭讓之。 百寮 上表勸進。至于三乃從之。因以奉天皇之璽印。
		十二年 (604)	夏四月	丙寅朔戊辰	皇太子親筆作憲法十七條。... 群卿百寮 、以禮爲本。其治民之本。要在乎禮。上不禮、而下非齊。下無禮、以必有罪。是以、群臣有禮、位次不亂。百姓有禮、國家自治。... 八曰、 群卿百寮 、早朝晏退。公事靡盬。終日難盡。是以、遲朝不逮于急。早退必事不盡。... 十四曰、群臣 百寮 、無有嫉妬。我既嫉人、々亦嫉我。嫉妬之患、不知其極。所以、智勝於己則不悅。才優於己則嫉妬。是以、五百之乃今遇賢。千載以難得一聖其不得賢聖。何以治國。
		十五年 (607)	二月	甲午	皇太子及大臣、率 百寮 以祭拜神祇。
二三	舒明	八年 (636)	秋七月	己丑朔	大派王謂豐浦大臣曰、群卿及 百寮 、朝參已懈。自今以後、卯始朝之、已後退之。因以鍾爲節。然大臣不從。
二四	皇極	なし (「寮」なし)			
二五	孝徳	なし (「寮」なし)			
二六	齊明	なし (「寮」なし)			
二七	天智	なし (「寮」なし)			
二八	天武上	なし (「寮」なし)			
二九	天武下	四年 (675)	正月	丁未 戊申 壬戌	皇子以下、 百寮 諸人拜朝。 百寮 諸人、初位以上進薪。 公卿大夫及 百寮 諸人、初位以上、射于西門庭。是日、大倭國貢瑞鷄。東國貢白鷹。近江國貢白鷄。
			二月	癸巳	詔曰、群臣 百寮 及天下人民、莫作諸惡。若有犯者、隨事罪之。
		五年 (676)	春正月	庚子朔 甲寅	群臣 百寮 拜朝。 百寮 初位以上進薪。即日、悉集朝庭賜宴。
			秋七月	丁卯朔戊辰	卿大夫及 百寮 諸人等、進爵各有差。
			九月	戊寅	百寮 人及諸蕃人等、賜祿各有差。
		六年 (677)	十一月	辛巳	百寮 諸有位人等賜食。
		七年 (678)	夏四月	丁亥朔癸巳	食卜。仍取平旦時、警蹕既動。 百寮 成列、乘輿命蓋、以未及出行、十市皇女、卒然病發、薨於宮中。由此、鹵簿既停、不得幸行。遂不祭神祇矣。
		八年 (679)	正月	戊子	詔曰、凡當正月之節、諸王諸臣及 百寮 者、除兄姉以上親及己氏長、以外莫拜焉。其諸王者、雖母、非王姓者莫拜。凡諸臣亦莫拜卑母。雖非正月節、復准此。若有犯者、隨事罪之。
			二月	乙卯	詔曰、及于辛巳年、檢校親王諸臣及 百寮 人之兵及馬。故豫貯焉。
		九年 (680)	七月	戊戌	納言兼宮内卿五位舍人王、病之臨死。則遣高市皇子而訊之。明日卒。天皇大驚、乃遣高市皇子・川嶋皇子。因以臨殯哭之。 百寮 者從而發哀。
		十年 (681)	正月	癸酉	百寮 諸人拜朝庭。
			五月	己巳朔己卯	祭皇祖御魂。是日、詔曰、凡 百寮 諸人、恭敬宮人、過之甚也。或詣其門、謁己之訟。或捧幣以媚於其家。自今以後、若有如此者、隨事共罪之。
		十一年 (682)	三月	辛酉	詔曰、親王以下、 百寮 諸人、自今已後、位冠及襪褶脛裳、莫着。亦膳夫采女等之手纏肩巾、肩巾、此云比例。並莫服。是日詔曰、親王以下、至于諸臣、被給食封、皆止之、更返於公。

卷	紀	年 (西曆年)	月	干支 (日)	記事		
二九	天武下	十二年 (683)	春正月	己丑朔庚寅 丙午	百寮 拜朝庭。筑紫大宰丹比真人嶋等、貢三足雀。 詔曰、明神御大八洲倭根子天皇勅命者、諸國可國造郡司及百姓等、諸可聽矣。朕初登鴻祚以來、天瑞非一二多至之。傳聞、其天瑞者、行政之理、協于天道、則應之。是今當于朕世、每年重至。一則以懼、一則以嘉。是以、親王諸王及 群卿百寮 、併天下黎民、共相歡也。乃小建以上、給祿各有差。因以大辟罪以下、皆赦之。亦百姓課役、並免焉。是日、奏小墾田儷及高麗・百濟・新羅、三國樂於庭中。		
			十二月	庚午	詔曰、諸文武官人及畿內有位人等、四孟月、必朝參。若有死病、不得集者、當司具記、申送法官。又詔曰、凡都城宮室、非一處、必造兩參。故先欲都難波。是以、 百寮 者、各往之請家地。		
		十三年 (684)	閏四月	壬午朔丙戌	詔曰、來年九月、必閱之。因以教 百寮 之進止威儀。又詔曰、凡政要者軍事也。是以、文武官諸人、務習用兵、及乘馬。則馬兵、併當身裝束之物、務具儲足。其有馬者為騎士。無馬者為步卒。並當試練、以勿障於聚會。若忤詔旨、有不便馬兵、亦裝束有關者、親王以下、逮于諸臣、並罰之。大山位以下者、可罰々之、可杖々之。其務習以能得業者、若雖死罪、則減二等。唯恃己才、以故犯者、不在赦例。又詔曰、男女、並衣服者、有欄無欄、及結紐長紐、任意服之。其會集之日、着欄衣而長紐。唯男子者、有圭冠々、而着括緒禪。女年卅以上、髮之結不結、及乘馬縱橫、並任意也。別巫祝之類、不在結髮之例。		
			春正月	丁未朔戊申	百寮 拜朝庭。		
		三〇	持統	十四年 (685)	春正月	丙寅朔	皇太子率公卿 百寮 人等、適殯宮而慟哭焉。納言布勢朝臣御主人誄之。禮也。誄畢衆庶發哀。次梵衆發哀。於是、奉膳紀朝臣真人等奉奠。奠畢、膳部采女等發哀。樂官奏樂。
					五月	甲子朔乙酉	皇太子率公卿 百寮 人等、適殯宮而慟哭焉。於是、隼人大隅阿多魁帥、各領已衆、互進誄焉。
				二年 (688)	冬十月	辛卯朔壬子	皇太子率公卿 百寮 人等併諸國司國造及百姓男女、始築大內陵。
					春正月	庚申朔	皇太子率公卿 百寮 人等、適殯宮而慟哭焉。
					冬十一月	乙卯朔戊午	皇太子率公卿 百寮 人等與諸蕃賓客、適殯宮而慟哭焉。於是、奉奠、奏楯節舞。諸臣各舉已先祖等所仕狀、遞進誄焉。
					春正月	戊寅朔	物部麻呂朝臣樹大盾。神祇伯中臣大嶋朝臣讀天神壽詞。畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劔鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿 百寮 、羅列匝拜、而拍手焉。
				四年 (690)	己卯	公卿 百寮 、拜朝如元會儀。丹比嶋真人與布勢御主人朝臣、奏賀騰極。	
					壬辰	百寮 進薪。	
秋七月	丙子朔				公卿 百寮 人等、始着新朝服。		
庚辰	以皇子高市、為太政大臣。以正廣參、授丹比嶋真人、為右大臣。併八省 百寮 、皆遷任焉。						
壬午	詔、令公卿 百寮 、凡有位者、自今以後、於家內着朝服、而參上未開門以前。蓋昔者到宮門而着朝服乎。						
十月	壬申	高市皇子觀藤原宮地。公卿 百寮 從焉。					
五年 (691)	十二月	辛酉	天皇幸藤原觀宮地。公卿 百寮 皆從焉。				
	六月	戊子	詔曰、此夏陰雨過節。懼必傷稼。夕惕迄朝憂懼。思念厥愆。其令公卿 百寮 人等、禁斷酒宍、懾心悔過。京及畿內諸寺梵衆、亦當五日誦經。庶有補焉。自四月雨、至于是月。				
	十年 (696)	正月	己未	饗公卿 百寮 人等。			

卷	紀	年（西暦年）	月	干支（日）	記事
三〇	持統	十年（696）	正月	辛酉	公卿 百寮 、射於南門。
		十一年（697）	正月	癸丑	饗公卿 百寮 。
			六月	辛卯	公卿 百寮 、始造爲天皇病、所願佛像。
			七月	癸亥	公卿 百寮 、設開佛眼會於藥師寺。

補遺 A-09. 「大徳」, 「壬生」 記事.

卷	紀	年（西暦年）	月	干支（日）	記事
二二	推古	十一年（603）	十二月	戊辰朔壬申	始行冠位。 大徳 ・小徳・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智、併十二階。...
		十五年（607）	春二月	庚辰朔	定 壬生 部。
		十九年（611）	夏五月	五日	...是日、諸臣服色、皆隨冠色。各着髻花。則 大徳 小徳並用金。大仁小仁用豹尾。大禮以下用鳥尾。
		三十一年（623）			...然磐金等、未及于還、即年、以 大徳 境部臣雄摩侶・小徳中臣連國爲大將軍。以小徳河邊臣禰受・小徳物部依網連乙等・小徳波多臣廣庭・小徳近江脚身臣飯蓋・小徳平群臣宇志・小徳大伴連關名。小徳大宅臣軍爲副將軍。率數萬衆、以征討新羅。...
二三	舒明	なし			
二四	皇極	なし			
二五	孝徳	なし			
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	元年（672）	六月	甲申	...民直大火・赤染造徳足・大藏直廣隅・坂上直國麻呂・古市黒麻呂・竹田 大徳 ・膽香瓦臣安倍從焉。...
二九	天武下	朱鳥元年（686）	九月	甲子	平旦、諸僧尼發哭於殯庭乃退之。是日、肇進奠即誅之。第一大海宿禰菖蒲、誅 壬生 事。次淨大肆伊勢王、誅諸王事。次直大參縣犬養宿禰大伴、總誅宮内事。次淨廣肆河内王、誅左右大舍人事。次直大參當麻真人國見、誅左右兵衛事。次直大肆采女朝臣竺羅、誅内命婦事。次直廣肆紀朝臣真人、誅膳職事。
三〇	持統	元年（687）	八月	己未	天皇使直大肆藤原朝臣大嶋・直大肆黃書連大伴、請集三百龍象 大徳 等於飛鳥寺、奉施袈裟。人別一領。曰、此以天淳中原瀛真人天皇御服所縫作也。詔詞酸割。不可具陳。
		十年（696）	四月	戊戌	以追大貳、授伊豫國風速郡物部藥、與肥後國皮石郡 壬生 諸石。併賜人嚙四匹・絲十噫・布甘端・鍬甘口・稻一千束・水田四町。復戸調役。以慰久苦唐地。

補遺 A-10. 「奈末」記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支(日)	記事	
二二	推古	十八年 (610)	秋七月		新羅使人沙磔部 奈末 竹世士、與任那人礫部大舍首智買、到于筑紫。	
		十九年 (611)	秋八月		新羅遣沙磔部 奈末 北叱智、任那遣習部大舍親智周智、共朝貢。	
		二十四年 (616)	秋七月		新羅遣 奈末 竹世士、貢佛像。	
		二十九年 (621)			是歲、新羅遣 奈末 伊彌買朝貢。仍以表書奏使旨。凡新羅上表、蓋始起于此時歟。	
		三十一年 (623)	秋七月		新羅遣大使 奈末 智洗爾、任那遣達率奈末智、並來朝。... 是歲、... 則遣 奈末 智洗遲、副於吉士磐金。復以任那人達率 奈末 遲、副於吉士倉下。仍貢兩國之調。	
二三	舒明	なし				
二四	皇極	なし				
二五	孝徳	なし				
二六	齊明	なし				
二七	天智	なし				
二八	天武上	なし				
二九	天武下	二年 (673)	五月	己亥	新羅遣韓阿浪金承元・阿浪金祇山・大舍霜雪等賀騰極。併遣一吉浪金薩儒・韓 奈末 金池山等、甲先皇喪。一云、調使。其送使貴干寶・眞毛、送承元・薩儒於筑紫。	
			八月	癸卯	高麗遣上部位頭大兄邯子・前部大兄碩干等朝貢。仍新羅遣韓 奈末 金利益、送高麗使人於筑紫。	
		四年 (675)	二月		是月、新羅遣王子忠元・大監級浪金比蘇・大監 奈末 金天沖・第監大麻朴武摩・第監大舍金洛水等進調。其送使 奈末 金風那・ 奈末 金孝福送王子忠元於筑紫。	
			三月		是月、高麗遣大兄富干・大兄多武等朝貢。新羅遣級浪朴勤修・大 奈末 金美賀進調。	
		五年 (676)	十一月	丁卯	新羅遣沙浪金清平請政。併遣汲浪金好儒・弟監大舍金欽吉等進調。其送使 奈末 被珍那・副使 奈末 好福、送清平等於筑紫。	
				丁亥	高麗遣大使後部主簿阿于・副使前部大兄德富朝貢。仍新羅遣大 奈末 金楊原、送高麗使人於筑紫。	
		七年 (678)	十二月		是年、新羅送使 奈末 加良井山・ 奈末 金紅世、到于筑紫曰、新羅王遣汲浪金消勿・大 奈末 世々等、貢上當年之調。仍遣臣井山、送消勿等。俱逢暴風於海中。以消勿等皆散之、不知所如。唯井山僅得着岸。然消勿等。遂不來焉。	
		八年 (679)	二月	壬子朔	高麗遣上部大相桓父・下部大相師需婁等朝貢。因以新羅遣 奈末 甘勿那、送桓父等於筑紫。	
		九年 (680)	五月	丁亥	高麗遣南部大使卯問・西部大兄俊徳朝貢。仍新羅遣大 奈末 考那、送高麗使人卯問等於筑紫。	
				十一月	乙未	新羅遣沙浪金若弼・大 奈末 金原升進調。則習言者三人、從若弼至。
		十年 (681)		九月	乙酉	新羅遣沙磔一吉浪金忠平・大 奈末 金壹世貢調。金銀銅鐵、錦絹鹿皮・細布之類、各有數。別獻天皇・々后・太子、金銀霞錦、幡皮之類、各有數。
		十一年 (682)	六月	壬戌朔		高麗王遣下部助有卦婁毛切・大古昂加、貢方物。則新羅遣大 那末 金釋起、送高麗使人於筑紫。
十二年 (683)	十一月	丙申		新羅遣沙浪金主山・大 那末 金長志進調。		
十三年 (684)	十二月	癸未		大唐學生土師宿禰甥・白猪史寶然、及百濟役時沒大唐者猪使連子首・筑紫三宅連得許、傳新羅至。則新羅遣大 奈末 金物儒、送甥等於筑紫。		
三〇	持統	四年 (690)	二月	壬申	以歸化新羅韓 奈末 許滿等十二人、居于武藏國。	
			九月	丁酉	大唐學問僧智宗・義徳・淨願、軍丁筑紫國上陽畔郡大伴部博麻、從新羅送使大 奈末 金高訓等、還至筑紫。	
			十月	戊午	遣使者、詔筑紫大宰河内王等曰、饗新羅送使大 奈末 金高訓等、准上送學生土師宿禰甥等送使之例。其慰勞賜物、一依詔書。	

補遺 A-11. 「把」(単位), 「尋」, 「斛」記事.

卷	紀	年(西暦年)	月	干支(日)	記事
二二	推古	なし			
二三	舒明	なし			
二四	皇極	なし			
二五	孝徳	大化二年(646)	春正月	甲子朔	... 其三曰、初造戸籍・計帳・班田收授之法。凡五十戸爲里。每里置長一人。掌按檢戸口、課殖農桑、禁察非違、催駟賦役。若山谷阻險、地遠人稀之處、隨便量置。凡田長卅歩、廣十二歩爲段。十段爲町。段租稻二束 二把 。町租稻廿二束。其四曰。...
			三月	甲申	詔曰、... 夫王以上之墓者、其内長九尺、濶五尺。其外域、方九 尋 、高五 尋 。役一千人、七日使訖。其葬時帷帳等、用白布。有輜車。上臣之墓者、其内長濶及高、皆准於上。其外域、方七 尋 、高三 尋 。役五百人、五日使訖。其葬時帷帳等、用白布。擔而行之。蓋此以肩擔輿而送之乎。下臣之墓者、其内長濶及高、皆准於上。其外域、方五 尋 、高二 尋 半。役二百五十人、三日使訖。... 復有百姓、臨向京日、恐所乘馬、疲瘦不行、以布二 尋 ・麻二束、送參河・尾張、兩國之人、雇令養飼。...
二六	齊明	なし			
二七	天智	元年(662)	春正月	辛卯朔丁巳	賜百濟佐平鬼室福信矢十萬隻・絲五百斤・綿一千斤・布一千端・韋一千張・稻種三千 斛 。
二八	天武上	なし			
二九	天武下	なし			
三〇	持統	なし			

補遺 A-12. 「歩」, 「段」記事.

卷	紀	年(西暦年)	月	干支(日)	記事
二二	推古	なし			
二三	舒明	なし			
二四	皇極	なし			
二五	孝徳	大化二年(646)	春正月	甲子朔	... 其三曰、初造戸籍・計帳・班田收授之法。凡五十戸爲里。每里置長一人。掌按檢戸口、課殖農桑、禁察非違、催駟賦役。若山谷阻險、地遠人稀之處、隨便量置。凡田長卅 歩 、廣十二 歩 爲段。十段爲町。段租稻二束 二把 。町租稻廿二束。其四曰。...
		白雉三年(652)	春正月	己未朔	元日禮訖、車駕幸大郡宮。自正月至是月、班田既訖。凡田、長卅 歩 爲段。十段爲町。段租稻一束半、町租稻十五束。
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	なし*			
二九	天武下	なし**			
三〇	持統	三年(689)	八月	丙申	禁斷漁獵、於攝津國庫海一千 歩 内、紀伊國阿提郡那耆野二萬頃、伊賀國伊賀郡身野二萬頃、置守護人、准河内國大鳥郡高脚海。
		五年(691)	十月	庚戌	畿内及諸國、置長生地、各一千 歩 。是日、天皇幸吉野宮。
		六年(692)	七月	辛酉	車駕還宮。是夜、熒惑與歲星、於一 歩 内、乍光乍沒、相近相避四遍。

* 天武紀上、元年六月辛酉朔甲申、仍皆棄米、而令乘歩者。

** 天武紀下、十三年閏四月壬午朔丙戌、... 無馬者爲歩卒。

補遺 A-13. 「装束」, 「檢校」 記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	八年 (600)			是歲、... 爰天皇更遣難波吉師神於新羅。復遣難波吉士木蓮子於任那。並 檢校 事狀。爰新羅・任那、二國遣使貢調。...
		二十年 (612)	夏五月	五日	藥獵之、集于羽田以相連參趣於朝。其 裝束 如菟田之獵。
		三十二年 (624)	夏四月	丙午朔戊午	詔曰、夫道人尚犯法。何以誨俗人。故自今已後、任僧正僧都、仍應 檢校 僧尼。
二三	舒明	なし			
二四	皇極	なし			
二五	孝徳	なし			
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	元年 (672)	六月	辛酉朔戊子	天皇往於和甕、 檢校 軍事而還。
二九	天武下	八年 (679)	二月	乙卯	詔曰、及于辛巳年、 檢校 親王諸臣及百寮人之兵及馬。故豫貯焉。
		十年 (681)	十月		是月、天皇將蒐於廣瀨野、而行宮構訖、 裝束 既備。然車駕遂不幸矣。唯親王以下及群卿、皆居于輕市、而 檢校裝束 鞍馬。小錦以上大夫、皆列坐於樹下。大山位以下者、皆親乘之。共隨大路、自南行北。新羅使者、至而告曰、國王薨。
		十三年 (684)	閏四月	壬午朔丙戌	詔曰、來年九月、必閱之。因以教百寮之進止威儀。又詔曰、凡政要者軍事也。是以、文武官諸人、務習用兵、及乘馬。則馬兵、併當身 裝束 之物、務具儲足。其有馬者爲騎士。無馬者爲步卒。並當試練、以勿障於聚會。若忤詔旨、有不便馬兵、亦 裝束 有關者、親王以下、逮于諸臣、並罰之。大山位以下者、可罰々之、可杖々之。其務習以能得業者、若雖死罪、則減二等。唯恃己才、以故犯者、不在赦例。...
三〇	持統	なし			

補遺 A-14. 「都督」, 「博徳または博得」, 「百濟百姓」記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	なし			
二三	舒明	なし			
二四	皇極	なし			
二五	孝徳	白雉五年 (654)	二月		遣大唐押使大錦上高向史玄理、... 押使高向玄理、卒於大唐。伊吉 博得 言、學問僧惠妙、於唐死。知聰、於海死。智國、於海死。智宗、以庚寅年、付新羅船歸。覺勝、於唐死。義通、於海死。定惠、以乙丑年、付劉德高等船歸。妙位・法勝、學生氷連老人・高黄金、併十二人、別倭種韓智興・趙元寶、今年共使人歸。
二六	齊明	五年 (659)	秋七月	丙子朔戊寅	遣小錦下坂合部連石布・大山下津守連吉祥、使於唐國。仍以道輿蝦夷男女二人、示唐天子。伊吉連 博徳 書曰、同天皇之世、小錦下坂合部石布連・大山下津守吉祥連等二船、奉使吳唐之路。..... 十二月三日、韓智興僉人西漢大麻呂、枉讒我客。々等獲罪唐朝、已決流罪。前流智興於三千里之外。客中有伊吉連 博徳 奏。因即免罪。
		六年 (660)	秋七月	庚子朔乙卯	高麗使人乙相賀取文等罷歸。... 伊吉連 博徳 書云、庚申年八月、百濟已平之後、九月十二日、放客本國。十九日、發自西京。...
		七年 (661)	五月	乙未朔丁巳	耽羅始遣王子阿波伎等貢獻。伊吉連 博得 書云、辛酉年正月廿五日、還到越州。四月一日從越州上路、東歸。...
二七	天智	四年 (665)	二月		是月、勘校百濟國官位階級。仍以佐平福信之功、授鬼室集斯小錦下。其本位違率。復以 百濟百姓 男女四百餘人、居于近江國神前郡。
		六年 (667)	十一月	丁巳朔乙丑	百濟鎮將劉仁願、遣熊津 都督 府熊山縣令上柱國司馬法聰等、送大山下境部連石積等於筑紫 都督 府。
				己巳	司馬法聰等罷歸。以小山下伊吉連 博徳 ・大乙下笠臣諸石、爲送使。
		七年 (668)	正月	戊申	送使 博徳 等服命。
二八	天武上	なし			
二九	天武下	なし			
三〇	持統	称制前紀朱鳥元年 (686)	冬十月	戊辰朔己巳	皇子大津、謀反發覺。逮捕皇子大津、併捕爲皇子大津所誑誤直廣肆八口朝臣音櫃・小山下壹伎連 博徳 、與大舍人中臣朝臣臣麻呂・巨勢朝臣多益須・新羅沙門行心、及帳内砺杵道作等、卅餘人。
		九年 (695)	七月	辛未	賜擬遣新羅使直廣肆小野朝臣毛野・務大貳伊吉連 博徳 等物、各有差。

補遺 A-15. 「攝津」, 「吉備國」記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	二十七年 (619)	秋七月		攝津 國有漁父、沈罝於堀江。有物入罝。其形如兒。非魚非人、不知所名。
二三	舒明	二年 (630)	春正月	丁卯朔戊寅	立寶皇女爲皇后。々生二男一女。一曰葛城皇子。近江大津宮御宇天皇。二曰間人皇女。三曰大海皇子。淨御原宮御宇天皇。夫人蘇我嶋大臣女法提郎媛、生古人皇子。更名大兄皇子。又娶 吉備國 蚊屋采女、生蚊屋皇子。
		三年 (631)	秋九月	丁巳朔乙亥	幸于 津國 †有間温湯。
二四	皇極	なし ††			
二五	孝德	なし ††			
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	元年 (672)	六月	丙戌	…遣檣使主磐手於 吉備國 、並悉令興兵。仍謂男與磐手曰、其筑紫大宰栗隈王、與吉備國守當摩公廣嶋、二人、元有隸大皇弟。疑有反歟。若有不服色、即殺之。於是、磐手到 吉備國 、授符之日、給廣嶋令解刀。磐手乃拔刀以殺也。…
二九	天武下	四年 (675)	二月	乙亥朔癸未	勅大倭・河内・ 攝津 ・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狹・伊勢・美濃・尾張等國曰、選所部百姓之能歌男女、及侏儒伎人而貢上。
		六年 (677)	冬十月	庚寅朔癸卯	内小錦上河邊臣百枝爲民部卿。内大錦下丹比公麻呂爲 攝津 職大夫。
		九年 (680)	正月	丙申	攝津 國言、活田村桃李實也。
			三月	丙子朔乙酉	攝津 國貢白巫鳥。巫鳥、此云芝苔々。
		十一年 (682)	七月	戊午	饗隼人等於明日香寺之西。發種々樂。仍賜祿各有差。道俗悉見之。是日、信濃國・吉備國並言、霜降亦大風、五穀不登。
		朱鳥元年 (686)	春正月	壬寅朔癸卯	御大極殿、而賜宴於諸王卿。是日、詔曰、朕問王卿、以無端事。仍對言得實、必有賜。於是、高市皇子被問以實對。賜蓐措御衣三具・錦袴二具、併繩廿匹・絲五十斤・綿百斤・布一百端。伊勢王亦得實。即賜卑御衣三具・紫袴二具・繩七匹・絲廿斤・綿卅斤・布卅端。是日、 攝津 國人百濟新興、獻白馬瑠。
三〇	持統	三年 (689)	八月	丙申	禁斷漁獵、於 攝津 國庫海一千步内、紀伊國阿提郡那耆野二萬頃、伊賀國伊賀郡身野二萬頃、置守護人、准河内國大鳥郡高脚海。

† 本文 2.5 節参照； †† 同じく本文 2.5 節参照。

補遺 A-16. 「伊豆」記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	二十八年 (620)	秋八月		掖玖人二口、流來於 伊豆 嶋。
二三	舒明	なし			
二四	皇極	なし			
二五	孝徳	なし			
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	なし			
二九	天武下	四年 (675)	四月	辛卯	三位麻績王有罪。流于因播。一子流 伊豆 嶋。一子流血鹿嶋。
		六年 (677)	夏四月	壬辰朔壬寅	杙田史名倉、坐指斥乘輿、以流于 伊豆 嶋。
		十三年 (684)	十月	壬辰	逮于人定、大地震。舉國男女叫唱、不知東西。則山崩河涌。諸國郡官舍、及百姓倉屋、寺塔神社、破壞之類、不可勝數。由是、人民及六畜、多死傷之。時伊豫湯泉、沒而不出。土左國田苑五十餘萬頃沒爲海。古老曰、若是地動、未曾有也。是夕、有鳴聲如鼓、聞于東方。有人曰、 伊豆 嶋西北二面、自然增益、三百餘丈。更爲一嶋。則如鼓音者、神造是嶋響也。
三〇	持統	称制前紀朱鳥元年 (686)	十月	丙申	詔曰、皇子大津謀反。誅誤吏民帳内不得已。今皇子大津已滅。從者當坐皇子大津者、皆赦之。但砺杵道作流 伊豆 。又詔曰、新羅沙門行心、與皇子大津謀反、朕不忍加法。徒飛驒國伽藍。

補遺 A-17. 「周芳」記事.

卷	紀	年 (西暦年)	月	干支 (日)	記事
二二	推古	十一年 (603)	春二月	癸酉朔丙子	來目皇子、薨於筑紫。仍驛使以奏上。爰天皇聞之大驚、則召皇太子・蘇我大臣、謂之曰、征新羅大將軍來目皇子薨之。其臨大事、而不遂矣。甚悲乎。仍殯于 周芳 娑婆。乃遣土師連猪手、令掌殯事。故猪手連之孫曰娑婆連。其是之縁也。後葬於河内埴生山岡上。
二三	舒明	なし			
二四	皇極	なし			
二五	孝徳	なし			
二六	齊明	なし			
二七	天智	なし			
二八	天武上	なし			
二九	天武下	十年 (681)	九月	辛丑	周芳 國貢赤龜。乃放于嶋宮池。
		十四年 (685)	十一月	癸卯朔甲辰	儲用鐵一萬斤、送於 周芳 總令所。是日、筑紫大宰、請儲用物、繩一百匹・絲一百斤・布三百端・庸布四百常・鐵一萬斤・箭竹二千連。送下於筑紫。
三〇	持統	なし			